

処 分 基 準 整 理 票

| | | |
|--|--|-----------------|
| 処分名 | 産業廃棄物収集・運搬業、処分業の事業の停止 | |
| 根拠法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和45年法律第137号) | (条項) 第 1 4 条の 3 |
| 基準法令名 | 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 | (条項) 第 1 4 条の 3 |
| 所管部署 | 環境部 産業廃棄物対策課 | |
| <p>【処分基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 1 4 条の 3 に該当することを基準とする。なお、同条第 1 号に規定する「違反行為」とは次に掲げる行為をいう。</p> | | |
| 違反行為は罰則を記載した条文をもって記載 | | 処分内容 |
| 土地形質変更の計画変更命令・措置命令違反 | (第 28 条第 2 号) | 停止 90 日 |
| 虚偽管理票交付 | (第 29 条第 8 号) | |
| 管理票に係る勧告の措置命令違反 | (第 29 条第 13 号) | |
| 施設使用前検査受検義務違反 | (第 29 条第 2 号) | 停止 60 日 |
| 保管届出義務違反 | (第 29 条第 1 号(第 12 条第 3 項又は第 12 条の 2 第 3 項に係る部分に限る。)) | 停止 30 日 |
| 管理票交付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 | (第 29 条第 3 号) | |
| 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 | (同条第 4 号) | |
| 管理票回付義務違反 | (同条第 5 号) | |
| 管理票写し送付義務違反・記載義務違反・虚偽記載 | (同条第 6 号) | |
| 管理票・同写し保存義務違反 | (同条第 7 号) | |
| 引受禁止違反 | (同条第 9 号) | |
| 虚偽管理票写し送付・虚偽報告 | (同条第 10 号) | |
| 電子管理票虚偽登録 | (同条第 11 号) | |
| 電子管理票報告義務違反・虚偽報告 | (同条第 12 号) | |

| | | |
|---|---|---------------|
| 処理困難通知義務違反・虚偽通知 処理困難通知保存義務違反 土地の形質変更届出義務違反・虚偽届出 帳簿備付け義務違反・記載義務違反・虚偽記載・保存義務違反 業廃止・変更届出・施設変更届出・施設相続届出義務違反・虚偽届出 定期検査拒否・妨害・忌避 維持管理事項記録義務違反・虚偽記載・備付け義務違反 処理責任者等設置義務違反 報告拒否、虚偽報告 立入検査拒否・妨害・忌避 技術管理者設置義務違反 | (同条第 14 号) (第 29 条第 15 号) (同条第 16 号) (第 30 条第 1 号) (同条第 2 号) (同条第 3 号) (同条第 4 号) (同条第 5 号) (同条第 6 号) (同条第 7 号) (同条第 8 号) | 停止 30 日 |
| 事故時応急措置命令違反 | (第 29 条第 17 号) | 応急措置に必要な期間の停止 |
| その他の違反行為 | | 停止 10 日 |

※ 違反が複数に及ぶ場合は、それぞれの停止期間を加算することができる。

【根拠法令・基準法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(事業の停止)

第十四条の三 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、期間を定めてその事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

- 一 違反行為をしたとき、又は他人に対して違反行為をすることを要求し、依頼し、若しくは唆し、若しくは他人が違反行為をすることを助けたとき。
- 二 その者の事業の用に供する施設又はその者の能力が第十四条第五項第一号又は第十項第一号に規定する基準に適合しなくなつたとき。
- 三 第十四条第十一項の規定により当該許可に付した条件に違反したとき。

【参考法令】

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

第十四条第五項第一号

その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

第十四条第十項第一号

その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

第十四条第十一項

第一項又は第六項の許可には、生活環境の保全上必要な条件を付することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則

(産業廃棄物収集運搬業の許可の基準)

第十条 法第十四条第五項第一号 (法第十四条の二第二項 において準用する場合を含む。) の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

- イ 産業廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。
- ロ 積替施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた施設であること。

二 申請者の能力に係る基準

- イ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。
- ロ 産業廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

(産業廃棄物処分業の許可の基準)

第十条の五 法第十四条第十項第一号 (法第十四条の二第二項 において準用する場合を含む。) の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 処分 (埋立処分及び海洋投入処分を除く。以下この号において同じ。) を業として行う場合

イ 施設に係る基準

- (1) 汚泥 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) の処分を業として行う場合には、当該汚泥の処分に適する脱水施設、乾燥施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (2) 廃油 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) の処分を業として行う場合には、当該廃油の処分に適する油水分離施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (3) 廃酸又は廃アルカリ (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) の処分を業として行う場合には、当該廃酸又は廃アルカリの処分に適する中和施設その他の処理施設を有すること。
- (4) 廃プラスチック類 (特別管理産業廃棄物であるものを除く。) の処分を業として行う場合には、当該廃プラスチック類の処分に適する破碎施設、切断施設、熔融施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。
- (5) ゴムくずの処分を業として行う場合には、当該ゴムくずの処分に適する破碎施設、切断施設、焼却施設その他の処理施設を有すること。

(6) その他の産業廃棄物の処分を業として行う場合には、その処分を業として行おうとする産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の処分に適する処理施設を有すること。

(7) 保管施設を有する場合には、産業廃棄物が飛散し、流出し、及び地下に浸透し、並びに悪臭が発散しないように必要な措置を講じた保管施設であること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 産業廃棄物の処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 産業廃棄物の処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

二 埋立処分又は海洋投入処分を業として行う場合

イ 施設に係る基準

(1) 埋立処分を業として行う場合には、産業廃棄物の種類に応じ、当該産業廃棄物の埋立処分に適する最終処分場及びブルドーザーその他の施設を有すること。

(2) 海洋投入処分を業として行う場合には、産業廃棄物の海洋投入処分に適する自動航行記録装置を装備した運搬船を有すること。

ロ 申請者の能力に係る基準

(1) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

(2) 産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。